官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産三〇）　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同三一）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同三二）　三
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一九一〇）　四
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一九一一）　四
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一九一二）　四
〔その他告示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務一五〇）　五
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務四六二）　五
○ジブチ共和国における北部地方における給水施設整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同四六三）　五
○ナミビア共和国における適応のための農業の振興を通じた干ばつ被害を受けた農業コミュニティの強靭性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（同四六四）　五
○人道的地雷及び不発弾除去のための緊急対応計画のための贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件（同四六五）　五
○保安林の指定をする件（農林水産一九一三～一九二〇）　六
○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件（同一九二一）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一七九）　六
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件（関東地方整備局二五二）　六
○都市計画に関する件（九州地方整備局一四三、一四四）　六
〔国会事項〕
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七
〔人事異動〕
法務省　最高裁判所　八
〔皇室事項〕
官庁事項　八
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（岡山労働局最低賃金公示五）　八
基本測量関係事項公告（国土交通省）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁告示配五）　九
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一五八、同一五九）　九
日本国に帰化を許可する件（同一六〇）　九
〔資料〕
令和七年十月中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三〇
会社その他

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第三十号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十八日

財務大臣　片山さつき

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分二厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分二厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分三厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分三厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分二厘とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分二厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分二厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘とする。
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分三厘五毛
六年を超え七年以下	年一分四厘五毛
七年を超え八年以下	年一分五厘五毛
八年を超え十年以下	年一分六厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分七厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分八厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分九厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分五毛
十六年を超え十七年以下	年二分一厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分二厘

償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分六厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分七厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分八厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十七年以下	年二分五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分一厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分三厘五毛
六年を超え七年以下	年一分四厘五毛
七年を超え八年以下	年一分五厘五毛
八年を超え十年以下	年一分六厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分七厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分八厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分九厘五毛
十四年を超え十六年以下	年二分五毛
十六年を超え十七年以下	年二分一厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分二厘

償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分六厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分七厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分八厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十七年以下	年二分五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分一厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分六厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分七厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分八厘五毛

十四年を超え十六年以下	年二分五毛
十六年を超え十七年以下	年二分一厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年二分二厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三十一号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・四五パーセントを超える場合は、年三・四五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・三五パーセントを超える場合は、年三・三五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三十二号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十八日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

十四年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十七年以下	年二分五毛
十七年を超え三十五年以下	年二分一厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千九百十号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・四五パーセントを超える場合は、年三・四五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・三五パーセントを超える場合は、年三・三五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千九百十号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分二厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分二厘以内となる資金にあっては、年三分四厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分一厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分一厘以内となる資金にあっては、年三分三厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千九百十一号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（貸付利率の上限）	
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分二厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分二厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分二厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分二厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分二厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分二厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分二厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分二厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分二厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分二厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分二厘

改正前	
（貸付利率の上限）	
第七条　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分一厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分一厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分一厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分一厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分一厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分一厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分一厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分一厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分一厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分一厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分一厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千九百十二号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十八日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分二厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分一厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

その他告示

○法務省告示第百五十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十二月十八日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所
弁護士法人世田谷用賀法律事務所
東京都世田谷区用賀四丁目五番十六号ＴＥビル二階

認証年月日
令和七年十二月八日

○外務省告示第四百六十二号

令和七年十月十五日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成二十七年九月十五日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになったチョーライ日越友好病院整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十二年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

令和七年十二月十八日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百六十三号

令和七年十一月二十七日にジブチで、ジブチ共和国における北部地方における給水施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　北部地方における給水施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　八億五千七百万円
3　署名者
日　本　側　大河内昭博在ジブチ大使
国際連合児童基金側　ベアーテ・ダシュテル在ジブチ事務所代表

令和七年十二月十八日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百六十四号

令和七年十二月二日にウィントフックで、ナミビア共和国における適応のための農業の振興を通じた干ばつ被害を受けた農業コミュニティの強靭性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　適応のための農業の振興を通じた干ばつ被害を受けた農業コミュニティの強靭性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億三千六百万円
3　署名者
日　本　側　麻妻信一在ナミビア大使
国際連合食糧農業機関側　パトリス・タラ・タクカム在ナミビア事務所代表代理

令和七年十二月十八日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百六十五号

令和七年十二月二日にキーウで、人道的地雷及び不発弾除去のための緊急対応計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人道的地雷及び不発弾除去のための緊急対応計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四十億円
3　贈与の供与期限　令和十年三月三十一日
4　署名者
日　本　側　中込正志在ウクライナ大使
ウクライナ側　イーホル・クリメンコ内務大臣

令和七年十二月十八日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県酒田市大蕨字石田一三、一四の一、一四の二、一七、一一〇、一一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子字上大迫二六〇五、二六〇五の二、二六三五の四、二六三五の九
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県**薩**摩川内市**祁**答院町下手字栗下四〇一二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び**薩**摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町月野字上長迫二三四八の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び**薩**摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県**薩**摩川内市**祁**答院町上手字小平五四五九の八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び**薩**摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手字秋上五四八四の一、五四八四の三から五四八四の八まで、五四八五の一から五四八五の九まで、五四九〇の一から五四九〇の六まで、五五三二の一、五五三二の五から五五三二の一二まで、五五四九の一、五五四九の六から五五四九の一四まで、字岩下五六三三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市高城町字染敷四〇二〇から四〇二二まで、四〇二九、四〇三二から四〇三四まで、四一一七、四一一八、四一二〇、四一二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

○農林水産省告示第千九百二十一号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第二条第二項の規定により農林水産大臣が指定する特定母樹を次のとおり指定したので告示する。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

指定番号	樹木の名称	樹種	所在場所
特定七―一	スギ九育二―一九	すぎ	熊本県合志市須屋二三二〇番地五

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市東郷町藤川字菅ヶ谷一四五六の一八、一四五七の四、一四六三の二、一四六四の一、一四六四の二、一四六九の三、一四六九の一七、一四六九の二六、一四六九の二八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

指定番号	樹木の名称	樹種	所在場所
特定七―二	ヒノキ九育二―五七	ひのき	一〃
特定七―三	ヒノキ九育二―五八	〃	〃
特定七―四	ヒノキ九育二―六六	〃	〃
特定七―五	ヒノキ九育二―七四	〃	〃

本数（単位　本）　二

所有者の氏名又は名称及び住所　国立研究開発法人森林研究・整備機構　茨城県つくば市松の里一番地

○経済産業省告示第百七十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年十二月十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和七年十一月十八日大分市佐賀関の大規模火災に伴う災害	大分県　大分市	令和七年十一月十八日から令和八年三月十七日まで

○関東地方整備局告示第二百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十八日　関東地方整備局長　橋本　雅道

別表の指定番号十の項指定をした日欄中「令和二年十一月十七日」を「令和七年十二月十四日」に、指定の有効期間欄中「令和二年十二月十四日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。

○九州地方整備局告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月十八日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　伊万里都市計画道路事業三・四・九号八谷搦駅前線

三　事業施行期間　自令和七年十二月十八日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　佐賀県伊万里市立花町字金谷及び口ノ町並びに伊万里町字上中町地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月十八日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年九州地方整備局告示第五十二号三重都市計画道路事業三・五・十二号駅前高市線

三　事業施行期間　自令和三年三月二十二日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

予算送付通知書受領
十二月十六日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
令和七年度一般会計補正予算（第1号）
令和七年度特別会計補正予算（特第1号）

法律公布奏上通知書受領
十二月十六日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
高次脳機能障害者支援法
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

議案提出
十二月十六日内閣から提出した議案は次のとおりである。
日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

議案通知書受領
十二月十六日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
高次脳機能障害者支援法案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
令和七年度一般会計補正予算（第1号）
令和七年度特別会計補正予算（特第1号）
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

答弁書受領
十二月十六日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員神津たけし提出ＳＳ（サービステーション）を経営している中山間地の事業者に対するガソリン価格への支援に関する質問に対する答弁書
衆議院議員上村英明提出日韓の文化財返還問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員島田洋一提出太陽光発電と建築基準法に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員丸尾圭祐提出特別児童扶養手当の所得制限に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山崎誠提出「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山崎誠提出「リサイクル燃料貯蔵（株）に関する使用済核燃料搬入・搬出計画」及び「六ヶ所再処理工場」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員福田玄提出米国製自動車購入及び政府機関での活用にかかる政府案に関する質問に対する答弁書
衆議院議員岡田克也提出存立危機事態に関する質問に対する答弁書
衆議院議員杉村慎治提出いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭提出中国等の富裕層患者誘致による大学病院経営改善策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛提出アクワイアラ制度の公共性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛提出法医人材の育成及び確保に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛提出ＳＯＲＡ２と著作権法第三十条の四に関する第三回質問に対する答弁書

報告書受領
十二月十六日内閣から次の報告書を受領した。
東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告
又同日内閣を経由して総務大臣林芳正から、次の報告書を受領した。
放送法第七十二条第二項の規定に基づく日本放送協会令和六年度業務報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書

会議
十二月十七日（水曜日）　午後一時　本会議

参議院

会議
十二月十七日（水曜日）午前十一時三十分　本会議
議事日程　第十号
令和七年十二月十六日（火曜日）
午後四時　本会議
第一　令和七年度一般会計補正予算（第1号）
第二　令和七年度特別会計補正予算（特第1号）

議案提出
十二月十六日内閣から次の議案が提出された。
日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

議案受領（予備審査）
十二月十六日衆議院から次の議案が送付された。
障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案（森ようすけ外一名提出）（衆第一七号）
令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（米山隆一外七名提出）（衆第一八号）
運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（橘慶一郎外八名提出）（衆第一九号）

議案送付（予備審査）
十二月十六日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。
政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透明性及び公正性の向上を図るための制度の導入に関する法律案（竹詰仁外一名発議）

議決通知
十二月十六日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
令和七年度一般会計補正予算（第1号）
令和七年度特別会計補正予算（第1号）
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
高次脳機能障害者支援法案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

質問主意書提出
十二月十六日議員から次の質問主意書が提出された。
ミャンマー国民和解担当日本政府代表の国民和解における実績に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第七二号）
難民認定を受けたトランスジェンダー当事者の在留カードの性別記載変更に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第七三号）
高市政権の外国人政策の在り方等に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第七四号）
ネットオークションにおけるアイヌ民族の戸籍簿の売買に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第七五号）

医師の応招義務及び不法滞在の外国人の医療費支払等に関する再質問主意書（百田尚樹提出）（第七六号）
生活保護費に関する質問主意書（百田尚樹提出）（第七七号）
帰化の許可及び永住許可の要件厳格化に関する質問主意書（百田尚樹提出）（第七八号）
原子力潜水艦の保有及び非核三原則に関する質問主意書（辻元清美提出）（第七九号）

報告書提出

十二月十六日委員長から次の報告書を提出した。
令和七年度一般会計補正予算（第1号）及び令和七年度特別会計補正予算（特第1号）審査報告書
高次脳機能障害者支援法案（衆第一〇号）審査報告書
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五号）審査報告書
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第六号）審査報告書
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）審査報告書
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九号）審査報告書
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）審査報告書
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一四号）審査報告書
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一五号）審査報告書

予算送付及び通知

十二月十六日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
令和七年度一般会計補正予算（第1号）
令和七年度特別会計補正予算（特第1号）

法律公布奏上及び通知

十二月十六日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
高次脳機能障害者支援法
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

報告書受領

十二月十六日内閣から、東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告を受領した。
また、同日内閣を経由して総務大臣から、放送法第七十二条第二項の規定に基づく日本放送協会令和六年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監査委員会の意見書を受領した。

人事異動

法務省

（津地方検察庁検事正）検事　作原　大成
最高検察庁検事に配置換する
（大阪高等検察庁刑事部長）同　下平　豪
津地方検察庁検事正に配置換する
（大阪地方検察庁総務部長）同　関根　亮
大阪高等検察庁検事に配置換する
大阪高等検察庁刑事部長を命ずる
（最高検察庁監察指導部長）同　鎌田　隆志
さいたま地方検察庁検事正に配置換する
（最高検察庁検事）同　佐久間佳枝
最高検察庁監察指導部長を命ずる
（京都地方検察庁次席検事）同　石井　壮治
高知地方検察庁検事正に配置換する
（札幌地方検察庁次席検事）同　森田　昌稔
京都地方検察庁検事に配置換する
京都地方検察庁次席検事を命ずる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　犬木　寛
同　西田　将仁
東京地方検察庁検事の併任を解除する（各通）
（東京高等検察庁検事）同　山下　順平
東京地方検察庁検事に併任する
（同）同　赤羽　史子
横浜地方検察庁検事に配置換する
（横浜地方検察庁総務部長）同　山口　貴亮
横浜地方検察庁刑事部長を命ずる
横浜地方検察庁総務部長を免ずる
（広島地方検察庁刑事部長）同　三村　仁
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁公判部長を命ずる
（横浜地方検察庁刑事部長）同　横田　正久
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁総務部長を命ずる
（東京高等検察庁検事）同　中本　次昭
広島地方検察庁検事に配置換する
広島地方検察庁刑事部長を命ずる
（さいたま地方検察庁公判部長）同　清水　雅晴
札幌地方検察庁検事に配置換する
札幌地方検察庁次席検事を命ずる
（最高検察庁検事）同　太田　玲子
（同）同　菱沼　洋
（さいたま地方検察庁検事正）同　野下　智之
（高知地方検察庁検事正）同　水本　和彦
辞職を承認する（各通）（以上十二月十日）　落合　義和
検察官適格審査会予備委員に任命する（十二月十三日）

最高裁判所

広島高等裁判所長官に補する　小林　宏司
福岡高等裁判所長官に補する　金子　修
高等裁判所長官
広島高等裁判所長官に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　竹内　努
さいたま地方裁判所判事に補する　新岡　剛
さいたま地方裁判所長を命ずる
さいたま簡易裁判所判事に補する（以上十二月十一日）
松戸簡易裁判所判事
横浜簡易裁判所判事に補する　園部　厚
東京簡易裁判所判事
松戸簡易裁判所判事に補する（以上十二月十四日）

○官吏死亡
判事兼簡易裁判所判事遠藤啓佑は十二月三日死亡
○定年退官
簡易裁判所判事山田真は十二月十三日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、アイルランド大統領キャサリン・コノリー閣下の大統領就任につき、十二月十一日御祝電を発せられた。
天皇陛下は、ブータンの国祭日につき、十二月十六日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和七年十一月二十六日に、富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第六項の規定に基づき、変更した旨を公表する。
令和七年十二月十八日
関東地方整備局長　橋本　雅道

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

岡山労働局最低賃金公示第５号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和７年12月18日
岡山労働局長　森實久美子
第４号中「１時間1,054円」を「１時間1,103円」に改める。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月18日　国土交通大臣　金子　恭之

種類	縮尺	実施時期	提供範囲	摘要
火山土地条件図	１万２千５百分１	令和７年	神津島	令和６～７年調査・編集、多色、Ａ１判

備考　地図の刊行日　令和７年12月19日

種類	地図情報レベル	実施時期	提供範囲	摘要
火山土地条件図　画像データ	12500	令和７年	神津島	令和６～７年調査・編集
火山土地条件図　数値データ（火山地形分類）	〃	〃	神津島	〃
地理院タイル（火山土地条件図　画像データ）	ズームレベル10～16	〃	神津島	〃

備考　地図の提供開始日　令和７年12月19日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。

統　計

令和７年10月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	10　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−1,963	214	−2,393
（対前年同月比）	（−18.0）	（—）	（107.1）
貿易収支	983	2,360	−1,527
（対前年同月比）	（—）	（—）	（−69.2）
輸出	96,570	94,497	93,950
（対前年同月比）	（2.8）	（8.6）	（3.1）
輸入	95,586	92,137	95,477
（対前年同月比）	（0.1）	（1.7）	（−0.6）
サービス収支	−2,946	−2,146	−866
（対前年同月比）	（240.1）	（−31.6）	（—）
第一次所得収支	34,646	49,497	31,900
（対前年同月比）	（8.6）	（82.3）	（−1.1）
第二次所得収支	−4,348	−4,878	−4,968
（対前年同月比）	（−12.5）	（−2.9）	（47.1）
経常収支	28,335	44,833	24,538
（対前年同月比）	（15.5）	（191.6）	（−11.4）
資本移転等収支	−167	−209	36
直接投資	43,633	20,363	18,405
証券投資	−160,915	91,048	−124,256
金融派生商品	9,043	2,386	3,058
その他投資	113,011	−52,050	118,631
外貨準備	3,696	6,034	2,072
金融収支	8,469	67,782	17,909
誤差脱漏	−19,699	23,158	−6,665

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０８６号
東京都渋谷区神宮前５丁目21番３号
清算株式会社　株式会社Ｌｙｃｋａ
代表清算人　谷井　秀夫
１　決定年月日　令和７年12月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０９８号
東京都港区浜松町２丁目４番１号
清算株式会社　ＯＮＥエネルギー株式会社
代表清算人　池谷　桂一
１　決定年月日　令和７年12月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０１５号
愛知県長久手市武蔵塚630番地
清算株式会社　株式会社ＷＩＳＥ
代表清算人　鈴木　康彰
１　決定年月日　令和７年12月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１０１６号
名古屋市瑞穂区上山町１丁目16番地
清算株式会社　株式会社モダンガーデン
代表清算人　鈴木　貴美
１　決定年月日　令和７年12月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０３２号
東京都千代田区丸の内１丁目11番１号
清算株式会社　株式会社ライフェンリッチ
１　決定年月日　令和７年12月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００７号
名古屋市南区南野３丁目129番地
清算株式会社　株式会社ツカサ金属工業所
１　決定年月日　令和７年12月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１００８号
名古屋市南区南野３丁目129番地
清算株式会社　株式会社リレイション
１　決定年月日　令和７年12月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００２号
札幌市中央区北７条西27丁目３番17号
清算株式会社　北海道ユリカゴ株式会社
代表清算人　鈴木　　基
１　決定年月日　令和７年12月３日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
⑴　本協定において、別紙１の表に記載の債権者を協定債権者とする。
⑵　本協定において、別紙２の表に記載の債権者を劣後債権者とする。
２　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
３　劣後債権の免除
各劣後債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に各劣後債権（特別清算開始決定の前後を問わず一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
４　新たな財産が発見された場合の取扱い
第２項及び第３項記載の協定債権及び劣後債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、第２項及び第３項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
（別紙省略）
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第１００３号

神戸市兵庫区東山町４丁目13番地
清算株式会社　株式会社ゆうわプランニング
代表清算人　冨永　正裕

１　決定年月日　令和７年12月５日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

本協定の対象となる協定債権者は、別表「債権額一覧表」の「債権者名」記載のとおりであり、協定債権は、別表「債権額一覧表」記載の元金及び利息・損害金債権とする。

第２　共益的債権及び優先債権

特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。

第３　協定債権の弁済及び権利の変更

１　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日に、協定債権者全員から、協定債権（令和６年11月21日以降の利息・遅延損害金を含む。以下同じ。）の全額について免除を受ける。協定に基づく弁済は行わない。

２　第１項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合は、これを清算株式会社が換価したうえで、共益的債権及び優先債権の弁済に充てる。当該弁済後、なお残余財産がある場合は、これを弁済原資として、各協定債権者に対し、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別表省略）

以上

神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　七十頁（号外第一四一号）

令和七年十二月十八日

東京都港区赤坂五丁目四番七号　ＴＨＥ・ＨＥＸＡＧＯＮ五階

（甲）株式会社ウェザーマップ

代表取締役　森　　朗

東京都港区赤坂五丁目四番七号　ＴＨＥ・ＨＥＸＡＧＯＮ五階

（乙）株式会社キャスター・プロ

代表取締役　森　　朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　五十九頁（号外第一五九号）

令和七年十二月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号

（甲）ＰＣＧＶＩ―１株式会社

代表取締役　西畑　豪人

東京都港区芝四丁目一番二三号三田ＮＮビル地下一階

（乙）株式会社松村屋

代表取締役　西畑　豪人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十一日

掲載頁　五十八頁（号外第二七一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十一日

掲載頁　五十八頁（号外第二七一号）

令和七年十二月十八日

長野市大字鶴賀緑町一四一五番地

（甲）株式会社カクイチ

代表取締役　田中　離有

長野県東御市加沢四四三番地

（乙）株式会社アクアソリューション

代表取締役　田中　離有

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年十二月十五日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　大阪府において発行する毎日新聞

掲載の日付　令和七年十二月四日

掲載頁　十五頁

（乙）掲載　大阪府において発行する毎日新聞

掲載の日付　令和七年十二月四日

掲載頁　十五頁

令和七年十二月十八日

大阪市北区梅田三丁目四番五号

（甲）毎日新聞大阪開発株式会社

代表取締役　浦窪　学

大阪市北区梅田三丁目四番五号

（乙）株式会社毎日文化センター

代表取締役　浦窪　学

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十七日

掲載頁　十四頁

令和七年十二月十八日

東京都葛飾区東新小岩五丁目二一番一〇号

合資会社小嶋商店

代表社員　小嶋　一明

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十七日

掲載頁　十四頁

令和七年十二月十八日

東京都港区南青山三丁目八番三八号

株式会社ＮＴＨ

代表取締役　大西　啓介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十日であり組織変更後の商号は株式会社グリーンリーフとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十八日

東京都新宿区早稲田鶴巻町五二〇―一〇新宿早稲田レーベル一一三号

合同会社グリーンリーフ

代表社員　梅澤　希実

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十八日

東京都新宿区新宿一丁目七番一〇号グランドメゾン新宿御苑六〇三号

HIGHLAND CITY合同会社

代表社員　高井　宏治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十八日

神奈川県川崎市麻生区上麻生七丁目一三番地一号アーバンフォレスト柿生五一二

マディライン合同会社

代表社員　筒井　幹雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十八日

神奈川県横浜市港北区樽町三丁目七番一五号

合同会社Ｋｗｏｒｌｄ

代表社員　小山﨑裕士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ムツキホールディングスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十八日

新潟市東区東中島四丁目一三番二二号

合同会社ムツキ

代表社員　風間　純矢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十八日

長野県飯山市大字飯山一二八番地二

合同会社Ｆｏｒｅｓｔ　Ｄｏｏｒ

代表社員　戸森　敢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＩＲＩＥとします。効力発生日は令和八年一月二十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十月四日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十八日

大阪府八尾市恩智中町二丁目一一三番九号

合同会社ＩＲＩＥ

代表社員　上西　崚介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はピエス・アソシエイツ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十八日

大阪府泉南郡熊取町つばさが丘西一丁目五番一二号　ピエス・アソシエイツ合同会社

代表社員　福永　貴子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり組織変更後の商号は株式会社ＡＫＡＲＩサポートとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十八日

兵庫県尼崎市昭和通九丁目三三一番地の三―二〇一号

合同会社ＡＫＡＲＩサポート

代表社員　森垣　茂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十二月十八日

奈良市三条町六〇六―九六田中ビル三階

合同会社ＬＩＦＥ　ＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ

代表社員　北　優華

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社宮村トランスポートとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十八日

熊本県熊本市東区上南部三丁目四番二号上南部倉庫Ｃ　合同会社宮村トランスポート

代表社員　宮村　拓也

効力発生日変更公告

当社は、令和八年一月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十二月三十一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十二月十八日

東京都千代田区二番町一一番二〇号

エルテ建物管理株式会社

代表取締役　櫻町まちる

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十二月二十日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年一月二十日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十二月十八日

広島市東区牛田中一丁目七番三二号

株式会社ＰＲＯＰＥＬＬＥＲ

代表取締役　村越　和也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百万円減少し、百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月十八日

宮城県気仙沼市田谷九番地の六

有限会社リアス興産

取締役　千葉　拓也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千三百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十七日

掲載頁　七十四頁（号外第一一六号）

令和七年十二月十八日

東京都中央区新富二丁目一四番四号

株式会社トーガシ

代表取締役　吉田　守克

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://presspage.biz/corporation/218000114018O/

令和七年十二月十八日

名古屋市中区栄一丁目一三番四号みその大林ビル三ＦＡ

株式会社Ｓｏｒａ　Ｐｌｕｓ

代表取締役　横山　佑希

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年一月三十日を効力発生日とするモリタ工業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十八日
掲載頁　八十一頁（号外第二六二号）

令和七年十二月十八日
島根県松江市古志原五丁目一五番一三号
株式会社ナチュラルフィールド
代表取締役　森田　光彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億五千八百二十八万八千百二円、資本準備金の額を三百八十五万五十六円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年十二月十八日
東京都品川区勝島一丁目五番二一号
株式会社メディネット
代表取締役　久布白兼直

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を八億円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年一月二十日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月十八日
東京都港区六本木七丁目七番七号ＴＲＩ－ＳＥＶＥＮ・ＲＯＰＰＯＮＧＩ
Tri Seven Roppongi特定目的会社
取締役　本郷　雅和

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、乙は、資本金の額を七億四千三百万円減少することにいたしました。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　八十頁（号外第一三五号）

令和七年十二月十八日
東京都渋谷区南平台町二番一七号Ａ－ＰＬＡＣＥ渋谷南平台四階
（甲）Ｔｅｒｒａ　Ｄｒｏｎｅ株式会社
代表取締役　徳重　徹
東京都渋谷区南平台町二番一七号Ａ－ＰＬＡＣＥ渋谷南平台四階
（乙）Ｔｅｒｒａ　Ｇｌｏｂａｌ株式会社
代表取締役　徳重　徹

取得条項付新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券の提出公告

当社は、取得条項付新株予約権付社債である第一回新株予約権付社債のうち令和七年十二月三十日現在残存する第一回新株予約権付社債の全部を令和七年十二月三十日をもって取得することにいたしましたので、該当の新株予約権付社債券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月三十日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月十八日
東京都千代田区丸の内一丁目九番二号
アイエーホールディングス株式会社
代表取締役　仲田真紀子

任意清算公告

当会社は、令和七年十二月一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出て下さい。

令和七年十二月十八日
兵庫県淡路市室津一九〇一番地
合名会社淡路島
代表社員　漣　龍也

任意清算公告

当社は、令和七年十一月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十八日
島根県鹿足郡吉賀町木部谷四七二番地四
合資会社共栄会
代表社員　堀田　武史

任意解散公告

信者その他の利害関係人　各位

当法人は、宗教法人法第四十三条第一項の規定により、解散することにいたしました。

この解散に意見のある信者その他の利害関係人は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。以上、宗教法人法第四十四条第二項の規定により公告します。

令和七年十二月十八日
広島市中区榎町三番一九―五〇三号
宗教法人一言
代表役員　岡本　洋典

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月十五日付官報号外第八十五号の五十四頁に掲載されています。

令和七年十二月十八日
東京都港区六本木七丁目七番七号ＴＲＩ－ＳＥＶＥＮ・ＲＯＰＰＯＮＧＩ
Tri Seven Roppongi特定目的会社
取締役　本郷　雅和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億三千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年一月十日付官報の号外第五号一二四頁に掲載されています。

令和七年十二月十八日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
Ｌｕｍｉｎａ特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億三千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年一月二十日付官報の号外第十号五十六頁に掲載されています。

令和七年十二月十八日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
Ｌｕｍｉｎａ　Ⅱ特定目的会社
取締役　長尾　誠

債権申出の公告（第一回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、令和七年十二月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日
長崎県佐世保市湊町三番一三号
山下医科器械株式会社
規約型確定給付企業年金清算人　諸岡　一彦

訂正公告

令和七年三月二十八日（号外第六十九号）掲載の第六期決算公告（枠組）中、固定資産「556,200」とあるは「511,069」、**資産の部合計**「**912,051**」とあるは「**866,920**」、株主資本「46,704」とあるは「1,572」、利益剰余金「△409,855」とあるは「△454,986」、その他利益剰余金「△409,855」とあるは「△454,986」、（うち当期純利益）「(57,696)」とあるは「(12,565)」、**負債及び純資産の部合計**「**912,051**」とあるは「**866,920**」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月十八日
福岡市中央区長浜一丁目一番三四号
チャリチャリ株式会社
代表取締役　家本賢太郎